

令和8年3月11日（水曜日）

経済観光委員会

第4委員会室

出席委員

有馬剛朗、大西陽介、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、井川一善、杉本博昭、神頭敬介、
岡部敦吏

開会

9時54分

農林水産環境局

9時54分

前回の委員長報告に対する回答

・新美化センター整備に伴う渋滞対策について、県が整備を進めている夢前川右岸線の開通が国道250号の渋滞緩和にもつながると考えることから、同工事の確実な推進について県に対し積極的に働きかけられたいことについて

県道広畑青山線、いわゆる夢前川右岸線については、令和8年の春頃に暫定的に2車線道路として供用が開始される予定であると事業主体の兵庫県が発表している。

これにより、姫路バイパス中地インターを經由して姫路市南西部に行き来する車両が、右岸線を通じて姫路西インターを經由するルートに振り替わることで両インター間の国道250号の車両渋滞の緩和が期待されている。

このたびは暫定的に2車線が供用されるが、本来は4車線道路の計画であることから、さらなる交通の分散・渋滞の緩和による交通状況の改善の実現のため、兵庫県に対し、早期の完成に向けて働きかけていく。

付託議案説明

- ・議案第25号 姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例について
- ・議案第47号 議決更正について（農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その1）工事請負契約に係る議決更正）

報告事項説明

- ・路上喫煙禁止等に関するアンケート結果について
- ・「くれさかクリーンセンター」将来計画（方針案）について
- ・新美化センター整備事業の進捗状況について
- ・多面的機能支払交付金事業における交付金の返還に

ついて

質疑・質問

10時22分

（質問）

議案第25号、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例について、違反者に対する手順に勧告・命令を追加したのはなぜなのか。

（答弁）

現行では、路上喫煙者を発見した場合、その場で直ちに過料を徴収しているが、外国人をはじめ、制度を認知していない観光客に対して即座に徴収する対応は問題があるのではないかという意見があったことから、まずは路上喫煙を中止するよう勧告し、その後の命令にも従わない違反者に対して過料を徴収する方法に改めたものである。

（質問）

路上喫煙防止パトロールの実施体制はどのようになっているのか。

（答弁）

大手前通りの路上喫煙禁止区域を中心に5人体制で周回している。日によるが、基本的には午前9時半から午後3時までの時間帯を集中してパトロールしており、ほかの時間帯はシフトに応じて巡回している。

今後、令和8年4月に供用開始となる公衆喫煙所周辺を重点的に指導していくことになるが、通行人に対し路上喫煙禁止の意識が高まるよう呼びかけていきたいと考えている。

（質問）

現在、過料はどのように徴収しているのか。

（答弁）

条例では2,000円となっているが、実際に徴収する金額は規則で1,000円と定めている。

基本的にはその場で現金徴収を行っている。ただし、現金を所持していない等の事情がある場合、氏名と住所を伺い、後日、市から過料の納付用紙を送付している。

（質問）

路上喫煙を中止するよう勧告し、その後の命令にも従わない悪質な違反者に対し2万円もの過料を徴収することは困難かと思うが、そもそも現金を所持していない場合はどうするのか。

（答弁）

スマホ決済やクレジットカード、電子マネー等で支払う方法もあるかと思うが、新たな納付システムを導入する計画はないため、もし現金を所持していない場合は後日、納付書で納付してもらうことを考えている。

指導すれば路上喫煙を中止してもらえるものと考えているが、あえて行政側を挑発するような行動を行う違反者に対しては過料を徴収せざるを得ないと思っている。

(質問)

路上喫煙防止パトロールは日中に活動しているということだが、今後、夜間に活動する予定はあるのか。

(答弁)

今後開設する公衆喫煙所は午後 10 時まで開ける予定にしており、その利用が進めば、我々が取り締まっていない夜間でのポイ捨てや路上喫煙が減るのではないかと期待している。

しかしながら、状況が大きく変わらない、または大きな問題が生じるようであれば、パトロールのシフトや巡回の時間帯を柔軟に調整して検討したいと考えている。

(質問)

過料の収納状況はどのようになっているのか。

(答弁)

これまでに過料の徴収は 4,342 件あった。過料の未納は年間平均 20 件程度あり、当初、年間を通して過料を多く徴収していたときには 50 件程度あった。

過料の未納対策としては、納付がなければ改めて納付書を送付し督促しているが、それでもなお納付しない違反者に対しては、文書催告が中心ではあるが粘り強く徴収を実施している。

(質問)

このたびの条例改正では過料が 2 万円に改正され、違反するとその場で即徴収されるイメージを持たれてしまう可能性があるが、本条例の目的は過料を徴収することではなく路上喫煙の抑制であることから、その趣旨を理解してもらえよう、本条例の周知や喫煙マナーの啓発をしっかりと行われたいがどうか。

(答弁)

因果関係はよく確認できていないものの、令和 7 年 4 月に条例(案)に関するパブリック・コメントを実施して以降、最もたばこのポイ捨てが多かった北駅

前広場のごみの量が目に見えて減ってきており、それは数字上でも現れている。

そのため、過料が 2 万円というのは喫煙者にとっても大きなインパクトがあるのではないかと希望を持っている。

過料が 2 万円に引き上げられたことについて、大型ビジョンや立て看板を活用するなど、できる限りの周知に努めたいと考えている。

(質問)

時折、路上喫煙禁止区域である北駅前広場で加熱式たばこのプロモーションイベントが開催されている。路上喫煙防止を推進する一方でこのような団体の出店を認めるのはどうかと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

公衆喫煙所の設置に至るまで、また設置後についても、日本たばこ産業株式会社(JT)をはじめとする事業者には様々な形で協力してもらっている。

JT は加熱式たばこを販売する側であり、たばこの営業活動をやめるように働きかけるようなことはなかなか困難である。

加熱式たばこのプロモーションイベントを行う場所は路上喫煙禁止区域であるため、その実施方法については事業者も十分な検討をするのではないかと考えている。

(要望)

路上喫煙禁止区域でこのようなイベントを実施することに対して市民の誤解を招かないよう、事業者の本条例の趣旨をよく周知した上で慎重な対応を求められたい。

(質問)

令和 10 年 3 月末に実施するくれさか環境事務組合の解散について、焼却施設や粗大ごみ処理施設、最終処分場の解体撤去は令和 17 年度から実施し、最終処分場の水処理費用及び全施設撤去費用は埋立実績と建設負担割合で案分して姫路市と福崎町で負担することだが、どのような負担割合になっているのか。

(答弁)

全施設撤去費用については、建設に要した経費で案分して取壊し費用を負担することとした。

なお、最終処分場については、埋め立てた場所から浸出する地下水等の検査で安全が確認されるまでは水処理をしなければならず、直ちに廃止することはできない。また、最終覆土工事が必要となるが、建設費がまだはっきりと分からないため、これまでに埋め立ててきたごみの量で案分して、その費用を負担するという形にしている。

福崎町と負担割合を決定する協議は非常に難航を極めたが、本市にとって不利になるような協定を締結することはできないため、粘り強く交渉を行った。そのため、本市と福崎町では経済力の差はあるものの、本市に不利益となるような協定とはなっていない。

(要望)

くれさか環境事務組合の解散後も、最後までしっかりと施設の解体撤去を進められたい。

(質問)

新美化センター整備・運営事業について、令和8年1月に入札公告を実施した時点で予定価格を公表しており、この時点で事業者は事業費の積算を開始すると思われる。現在、労務、資材等の単価が継続して上昇しており、令和8年7月の事業提案書の提出時から12月の契約締結に至るまでの半年ほどの期間にも急激な物価変動が生じるおそれがあるが、その対応についてどのように考えているのか。

(答弁)

現在、事業者から同様の質問を受けているところである。

今般の急激な物価変動等を背景に、物価指数の動きが市場価格の動きに追いついておらず、我々と事業者が考える物価指数の差異が後々問題となることは認識している。物価高騰に伴う入札・契約時の差額補填については、国が定めた人件費などの公的な物価変動指標に従い対応していきたいと考えており、事業者と協議を続けていきたい。

(質問)

賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を考慮した適切な対応を行い、本事業が遅延して国庫補助金の対象外とならないように、しっかりと推進されたいがどうか。

(答弁)

指標や他都市の状況を踏まえ、内部でしっかりと調整し、実効性のある予算を確保して本事業を実施していきたい。

(質問)

議案第25号、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例について、過料が引き上げられたことで今後過料を支払わない違反者のさらなる増加が予想されるが、どのように対応する予定なのか。

(答弁)

警察と協定を締結し、警察を定年退職したOBが実際の指導を行っている。行政よりも指導に熟練している人が対応に当たっており、今後も同様に実施したいと考えている。

従前に引き続き、過料が1,000円という金額の低いままであれば行政に対して反抗的な態度を取る違反者ともめることが考えられる。少額の過料では効果が薄いと思われることから、今回、過料の額を引き上げ、さらに勧告、命令という手順を加えることで、より強い心理的圧力をかけようという側面もある。

(要望)

今後もしっかりと対応されたい。

(質問)

路上喫煙の過料収入の予算額について、令和7年度は30万円であったのに対し、令和8年度は97万5,000円と3倍超となっているのはなぜなのか。

(答弁)

令和8年度予算の策定時点では、本条例改正の施行期日である令和8年7月1日までは過料は1,000円のみであり、引き続き過料の徴収は見込まれるものの、8月以降は恐らく過料の徴収には至らず、過料収入は減少するだろうと試算していた。

しかしながら、財政当局と協議した結果、条例を改正し過料を引き上げているのに、それに併せて予算上の収入が増えていないのはおかしいと指摘があったため、最終的に帳尻を合わすべく過料収入を増加させたものである。

令和9年度以降については、過料収入の実績に即した予算になると考えている。

(要望)

帳簿上で帳尻だけを合わせて令和9年度は減少す

る見込みというのではなく、予算を編成するのであれば、財政課とも協議した上で、きちんと実情に即したものとなるよう対応されたい。

(質問)

議案第 47 号、農村地域防災減災事業阿成井堰改修(その 1) 工事に係る議決更正について、半年前の令和 7 年第 3 回定例会で本契約を締結したのもかかわらず契約金額を約 3,700 万円増額し、約 3 億 1,600 万円としたいということだが、増額の内訳はどのようにしているのか。

(答弁)

土質の改良及び土砂の新規購入に約 1,850 万円、仮水路の施工に約 1,620 万円、護岸の施工に約 220 万円の追加費用が必要になったものである。

(質問)

全体の割合からすると、土質の改良及び土砂の新規購入費用が最も多くなっている。工事で使用するために確保していた土砂はなぜ水分を含んでしまったのか。

(答弁)

数年前に需要がなく廃止した本市所有のため池に、当該ため池の工事等で出た良質な土砂を仮置きしていたところ、上部は使用できたものの、下部は水分を多く含んでしまい使用できなくなった。

ため池を廃止するときには水路も造っており、水の滞留はないであろうという想定の下で土砂を置いていたが、ため池は山裾にあり、様々なところから水が流入してしまい、使えない状況であることが掘削して判明したものである。

(要望)

流用土を使用することで経費削減に努めようとしていたものの、その土砂の管理が不十分であったために多額の追加経費が必要となったことは非常に不本意であることから、今後は土砂の適切な管理にしっかりと努められたい。

(質問)

多面的機能支払交付金事業における交付金の返還について、同事業の実施主体である姫路農地保全広域協定の参加集落に支出した活動内容のうち、交付金事業の目的外に支出された事案が確認されたとのことだが、ということなのか。

(答弁)

本来の目的で言えば、同事業は農地の保全のためのものということで、水路の泥上げやあぜ道の草刈りなどの活動に対して交付するものであるが、今回は、活動そのものは当該地域の集落で行われていたものの、それが子ども会や老人会の経費等として使われていたというものである。

(質問)

本来の目的からは大きく外れているということで事案にかかる交付金 244,000 円の返金を受けたとのことだが、なぜ目的外の支出だと判明したのか。

(答弁)

事務の省力化や持続的な活動体制を図る観点から、令和 2 年に姫路農地保全広域協定が発足し、活動組織の広域化を図っている。同広域協定は交付金事業の事務局ともなっており、同広域協定が各集落から報告される作業活動等を取りまとめたものが、順次、市や県に提出される。

本事案については、同広域協定から提出された資料等を国の定めている手法により市でチェックを行い、関係書類等の形式が整えられていたためそのまま認定し、交付金を交付した。令和 7 年 3 月に集落の構成員から情報提供があり調査を行った結果、同広域協定が発足した令和 2 年度から令和 5 年度にかけて、住民組織における書類の不備が確認できたものである。

(質問)

議案第 25 号、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例について、過料を科す基準としてはどのようなものがあるのか。

(答弁)

今のところ詳細な基準は規定していない。

本条例の趣旨として、路上喫煙を火のついたたばこを手を持っていることと規定しており、路上喫煙禁止の勧告時点でたばこの火を消す、もしくは喫煙する部分をなくしてしまうような状況にすれば、勧告に従ったと解釈するように考えている。

路上喫煙の常習者に関して、これまでも市民から、特定の時間帯にいつもたばこを吸っている人がいるという苦情を受けたことがある。そのような場合は、指導員を別に派遣し、改めて路上喫煙をやめるよう指導した結果、その場所での常習的な喫煙はなくなった

と聞いている。

その場に応じ、適切な指導を今後も続けたいと考えている。

(質問)

議案第 47 号、農村地域防災減災事業阿成井堰改修(その 1) 工事に係る議決更正について、令和 7 年度は阿成井堰の東側を改修しているが、次に改めて西側を改修するとき、今回と同様に追加費用が必要となり、再度の議決更正を行う可能性はあるのか。

(答弁)

西側の改修工事は令和 8 年度に発注する予定であり、今回の東側の工事で流用しようと考えていた土砂を使用するのではなく、現在の工事で使用している土砂をため池ではなく別の造成中の土地に積み上げるような形で新たな場所を選定し、保管しようと考えている。追加費用がかかったりするようなことは想定していない。

(質問)

本当に問題はないのか。

(答弁)

次の工事で土砂を流用できるように、土砂の設置に関しては問題のない場所を選定しようと考えている。

(要望)

しっかりと対応されたい。

(質問)

建設工事や土木工事で発生する不要な土砂や岩石である残土のリサイクルについて、盛土規制法の施行の影響もあり、事業者からはリサイクルしようにも適切な搬出先や受入先がなく困っていると聞かすが、どのように考えているのか。

(答弁)

残土のリサイクルは従前からの課題であり、残土の処分先が見つからないことで不法投棄や不適正な盛土の増加につながってきている。

農林水産環境局では事業部局に対し、公共工事において残土のリサイクルを行うよう情報提供しているものの、今後は公共工事も減少し、新たに建設するより解体撤去する件数の増加が予想される中、どこまで対応できるのか不透明な状況である。

また、土壌汚染の可能性等の安全対策という面で、従来であればすぐに転用できていたものがなかなか

できなくなってきたのが現状である。

しかしながら、残土のリサイクルを進めるため、今後も農林水産環境局からも事業部局に対し、良質な残土であれば可能な限り使用するよう要請していこうと考えている。

(質問)

土壌汚染対策法に基づき、汚染が確認された残土は適正処理が義務づけられるが、本市の土壌には基本的に自然由来のフッ素化合物が含まれており、姫路東消防署の移転先用地のように、土壌調査をすれば同法の基準を超えてしまうのは明白な事実である。

残土のリサイクルについて、強制的に使用するなどの抜本的なルールの改正をしないと受入先の確保ができず、処理も限界に来ていると思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の掘削・盛土などの形質変更の届出は原則として 3,000 平米以上の面積で行う場合に必要であり、それ以下であれば届出は不要であるが、問題となるのは有害物質を含む汚染土壌であった場合は汚染土壌処理業者が処理してくれないということである。

農林水産環境局では、姫路東消防署の移転先用地における土壌分析の結果から、移転先用地の土砂は廃棄物ではなく土砂であり、土壌汚染対策法から考えても形質変更の届出が不要であり処理に何の問題もないと考えるが、土砂の受入れ業者から、通常の土砂として処理できず受け入れられないと言われてしまうとなすすべがない。

そのため、中央卸売市場のように残土を施設内で利用してリサイクルするなど様々な手法を考えて行っていくしかないと考えている。

今後は、業界団体をはじめ環境省や県とも協議しながら、関連部署に対して残土のリサイクルを活用するよう要望していきたいと考えている。

(要望)

残土のリサイクルは全国的な課題であり、創意工夫を重ね対応していただいたい。

(要望)

最近、市内の水産会社が完全養殖のアサリをブランド貝として売り出し、人気が高まっていると聞いたが、

養殖アサリは全滅したときの補償の要件が厳しいようである。漁業の担い手確保の観点から、養殖業の振興に関する支援の充実を図りたい。

(要望)

市が分別収集する古紙や空き缶、銅線等の再生可能な資源ごみが集積所などから持ち去られる事案が発生しているが、持ち去り行為による市町村の損失も大きいいため、資源ごみの持ち去りを禁止する条例を制定するなど、持ち去り対策について調査研究に努められたい。

農林水産環境局終了

11時11分

【予算決算委員会経済観光分科会（農林水産環境局）の審査】

【予算決算委員会経済観光分科会（農業委員会事務局）の審査】

農業委員会事務局

11時55分

質問

11時55分

質問なし

役職定年者挨拶

農業委員会事務局終了

11時57分

休憩

11時57分

再開

13時24分

観光経済局

13時24分

前回の委員長報告に対する回答

・議案第157号、姫路市家島B&G海洋センター等に係る指定管理者の指定について、各施設の利用状況は非常に低迷していると言わざるを得ないことから、指定管理者と協力の上、利用者数の増加や施設の活性化が図られるよう、さらなるサービス向上について検討されたいことについて

島内のみでの利用者増には限界があることから、島外からの利用者呼び込むことも重要であると考えている。

新たな指定管理者からは、島内の法人や公共施設との連携による地域及び施設の活性化や、海洋事業を専門とする団体との協力による地域資源を活用したイベント等の開催といった事業計画が公募時に提案さ

れているため、これらの事業が着実に実施できるよう指定管理者や関係各所と連携し、サービス向上に努めていく。

・議案第163号、手柄山スポーツ施設整備運営事業契約に係る議決更正について、契約当初から整備費が115億円も増額となっていることについて、市民が納得できるようしっかりと丁寧に説明するとともに、物価のさらなる高騰が地元業者へのしわ寄せや粗雑な工事等につながらないように引き続き財源の確保に努め、遅延なく令和8年10月の開業を迎えられるよう着実に取り組まされたいことについて

物価高騰による整備費の増額については、引き続き本施設と類似施設における建築単価の動向の比較や国庫補助金等の確保による実質的一般財源縮減の取組状況など、市民の皆様にご理解いただけるよう、より丁寧な説明に努めていく。

今後も国庫補助金等の確実な確保に努め、地元企業へのしわ寄せを防止するとともに、現場の状況を把握するなどして高品質な施工を確保し、予定どおり令和8年10月に開館できるよう着実に取り組んでいく。

・大手前公園地下駐車場改修工事について、利用者の様々な意見を踏まえて、障害者割引を円滑に適用できるような手法を検討するほか、大型車両でも円滑に入出場できるように精算機の配置を工夫するなど当該設備の改善等を検討し、より使いやすい駐車場に改修されたいことについて

同駐車場の障害者割引については、申請することで駐車料金の5割に相当する額の減免が適用される。これまで駐車場入口発券機や地上部出入口に案内表示をしていたが、昨年12月から案内拡充策として、身障者用駐車枠周辺をはじめ駐車場各所に案内表示を増設した。さらなる運用改善に向け、引き続き検討していく。

また、大型車両の円滑な入出庫についても、改修工事に合わせ、精算機の配置や白線等路面標示の改善ができるよう現在調整を進めているところである。

・手柄山スポーツ施設整備運営事業について、事業者が実施する自主事業としてコンビニエンスストア及び座席数約60席のレストランが整備される予定とのことであるが、5,000人収容のメインアリーナに対し飲食施設の不足が危惧されることから、今後、関連施

設のさらなる充実を図るなど利用者サービスの向上に努められたいことについて

飲食の提供については、事業者が自主事業として実施するコンビニエンスストア及びレストランに加え、大規模大会時等には敷地内へのキッチンカーの出店も想定しており、民間事業者のアイデア・意見をもらいながら、事業者とともに利用者サービスの向上に努めていく。

報告事項説明

・観光経済局における令和9年度の指定管理者制度更新予定施設について

- ・第20回世界歴史都市会議の開催について
- ・閉館に向けた取組について（書写の里・美術工芸館）
- ・姫路国際ヴァイオリンコンクールについて
- ・姫路城等におけるデジタルチケットシステムの本格導入について
- ・分野別計画の改定について（姫路市経済振興ビジョン・姫路市観光戦略プラン）
- ・「起業プラザひょうご姫路」について
- ・台湾との連携交流に係る取組について
- ・「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る事業者選定結果について
- ・手柄山スポーツ施設整備運営事業の進捗について
- ・大和工業アリーナ姫路の開館記念イベントについて
- ・世界遺産姫路城マラソン2026実施報告について
- ・春のイベント・令和8年度の主なイベント等について

質疑・質問

14時13分

（質問）

令和9年度の指定管理者制度更新予定施設のうち香寺温水プールだけが、他の施設と異なり指定管理者の募集方法を公募としているがなぜなのか。また、利用料金制としているのはなぜなのか。

（答弁）

同温水プールは、民間のノウハウを用いて運営することが非常に効果的な施設であり、利用料金制を導入しながら納付金を納めてもらう方式を採用している。更新に当たり再度調査を行ったところ、利益が見込めることが判明したため、このような形を取っている。

なお、他の施設を非公募とする理由については、本市が指定管理料を支払った上で施設を運営していく

必要があるほか、市の外郭団体である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構と一体的な運営を目指す市の施策によるものである。

（質問）

同温水プールは他の施設に比べても利益が見込めるということなのか。

（答弁）

そうである。

令和5年にプールの大改修を実施した際、営業できない期間があり、その期間分の指定管理料を市が支払ったことが一度あった。

しかしながら、通常、同温水プールは水泳教室等の利用者が多く、利用料金収入が管理運営経費を上回っている施設である。そのため、基本的には指定管理料を支払っておらず、逆に収入額の一定割合を市に納付している。

（質問）

同温水プールの指定管理者は過去に何度か変更になっているのか。

（答弁）

同温水プールは平成21年度から指定管理者制度を導入しており、当初から神姫バスグループ&サンスイミング共同体を指定している。前回、令和3年度に公募した際は2団体から応募があったが、審査の結果、前回から引き続き神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体を選定することとなった。

（質問）

第20回世界歴史都市会議について、総事業費が約1億2,000万円ということであるが、他の会議と比較して、なぜこのような多額の予算が必要なのか。

（答弁）

同会議の開催経費は、参加者が日本の空港に到着した時点から全て開催都市の負担とする規定となっている。

そのため、関西国際空港に到着し、バス移動等、国内で発生する交通費も全て本市の負担となる

ただし、開催都市は参加都市等から参加費を徴収することができるため、本市も参加費を徴収している。

総事業費の内訳については、会場設営に係るものが約3,000万円、参加者の宿泊費が約1,900万円、参加者の食事代が約1,200万円、バスの手配代が約400

万円、通訳代が約 340 万円、事務局の事務経費で約 1,700 万円～1,800 万円と見込んでおり、当日の人件費に関しては別途負担する形となる。

当該総事業費は参考見積りで計上している予算であるため、今後入札を実施する予定である。また、できる限り市内事業者を活用できる手段がないか検討していきたいと考えている。

費用対効果としては、観光庁が提供しているMICE開催による地域の経済波及効果を測定できるツールを利用したところ、同会議開催による経済波及効果は約 1 億 3,200 万円となる見込みである。

しかしながら、市の費用負担はかなり大きいものであるため、財源の削減に適切に努めるとともに、可能な限り本市へ経済波及効果が及ぶような形で実施したいと考えているので、理解してもらいたい。

(要望)

経済波及効果を強調し過ぎると議論がそこで終わってしまう。

本市にとって有益な会議であることは理解するが、あまりにも総事業費の金額が大きいことから、同会議の開催終了後にも継続できるような効果的な取組を考えてもらいたい。

(質問)

県と共同設置している起業プラザひょうご姫路について、令和 8 年 9 月末で閉所するということが、閉所に至った原因をどのように考えているのか。

(答弁)

開設当初は新たな産業を生み出すスタートアップ企業を支援していきたいと考えていたが、まず周辺地域につながっていけるような事業者があるかどうかというところが争点となっていた。

そのため、県の創業支援の窓口を活用するなど県のネットワークを生かして調整を進めてきたが、起業プラザひょうご姫路で取り扱う起業事例は既存市場で小規模な事業を行うスモールビジネスが多く、その相談に特化した施設となってしまった。

スタートアップ企業は首都圏や大阪などの大都市に集中する傾向があり、本市での開所は少し厳しかったのではないかと考えている。

今後は、県が神戸市に開設した起業・創業の拠点施設、起業プラザひょうごや県のネットワークを生かし、

県内外のスタートアップ企業と地元既存企業との連携によるイノベーション創出に向けて、県と連携していこうと考えている。

(質問)

起業プラザひょうご尼崎はどのような状況であるのか。

(答弁)

同施設も姫路と同様に閉所となるが、代替策として、尼崎市では、尼崎信用金庫等の場所を借りてイノベーション創出のような取組ができないかと現在考えているようである。

(質問)

台湾との連携交流に係る取組について、官民一体となって高校生からのグローバル人材の育成をサポートする目的で設置されたひめじグローバル人材育成コンソーシアムが関与しているようだが、令和 8 年 2 月に台湾を訪問した際には、報告書によると主に地場産品の販路拡大を行ったようにしか見受けられない。

グローバル人材の育成という本来の目的を達するため、今後の事業展開についてどのように考えているのか。

(答弁)

同コンソーシアムは、政策局国際戦略課が事務局を務めており、観光経済局も一緒になって取り組んでいる。

令和 8 年 2 月の台湾訪問の折は、地場産品の販路拡大だけでなく、大学や台湾の政府や市を訪問し、まずは何らかの人的交流ができないか協議を行った。

具体的には、国立政治大学の学生を本市に招聘できないか、本市の市民を台湾の大学に受け入れてもらえないか、将来の労働力確保につながるように市内の企業と台湾の学生をマッチングできないか等の話をしている。

令和 7 年 7 月 21 日に初めて台湾を訪問した際には、台北市や桃園市などの規模の大きな市を訪問し、伝統工芸の技術交流ができないかという協議を行った。

現在、社団法人アジア太平洋青年協会を窓口とし、台湾との人的交流を通して本市の労働力の確保につながられるよう取り組んでいるところである。

次回、令和 8 年 4 月には市長が台湾を訪問することになっており、台北市との協議の中でまた新たな展開

が見えてくるのではないかと期待している。

また、台湾では、日本で就職したい、日本の企業で働きたいと考えている日本語を勉強中の大学生も多い。彼らを本市に招いて、人材不足の中、外国人の力も借りながら本市の経済を支えていきたいという思いを持っている。

令和 8 年度は台湾の学生と市内企業との交流事業からスタートしていき、今後の交流につなげていきたいと考えている。

(要望)

基本的に台湾は親日の国であり、日本語を話せる高齢者も多く、日本が好きな人も多くいるため、人的交流は容易に行えると思う。

同コンソーシアムが主に関与するからには、本事業の主な目的は台湾への地場産品の販路拡大ではなく、日本人高校生と外国人留学生との交流をはじめとするグローバル人材の育成と考えられることから、しっかりと目的意識を持った上で交流を推進されたい。

(質問)

姫路城等におけるデジタルチケットシステムの本格導入について、販売サイトは英語やフランス語などの 7 言語に対応しているとのことだが、タイ語など他の言語の対応についてどのように考えているのか。

(答弁)

現在は 7 言語に対応しているが、システム導入後の令和 8 年 3 月 1 日から 3 月 8 日までの利用実績から、観光客は様々な国から来ていると分かることから、このようなデータを参考に、可能な限り対応言語の拡大について対応していきたいと考えている。

(要望)

本市はベトナム人の居住も多く、ベトナムにいる親戚が本人に会いに来た際に姫路城を訪問する可能性も高いのではないかと考えられる。

そのため、ベトナム語にも対応するなど、アジア圏の言語対応に重きを置いて、導入を検討してもらいたい。

(質問)

Himeji 大手前通りイルミネーションについて、令和 7 年度は関西万博開催期間の 4 月から 10 月まで、冬季期間の 11 月から令和 8 年 2 月までの 2 回に分けて実施していたが、東京などの大都市のように

年間を通して実施することはできないのか。

(答弁)

夏期に関しては、暑さのため夜間の歩行者が少ないほか、電球が紫外線にさらされて傷みが激しくなることから、年間を通して実施することは困難である。

そのため、令和 8 年度は新たに姫山公園を中心とする姫路城周辺にもイルミネーションエリアを拡大する代わりに、開催期間を 11 月から 1 月までと短くしようと考えており、今後は試行錯誤しながら検討していきたい。

(質問)

令和 8 年 3 月 14 日開業の J R 山陽本線手柄山平和公園駅から大和工業アリーナ姫路までの徒歩による所要時間について、案内チラシなどの表記が統一されていないものが見受けられるが、どのように考えているのか。

(答弁)

不動産広告における徒歩の所要時間は、不動産の表示に関する公正競争規約に基づき、分速 80 メートルで換算すると定められている。

民間のイベント業者は、チラシを作成するに当たり、当該規定を参考に自社で計算したものを記載しているものと思うが、今後は運営事業者とも話をし、行政側が発行するチラシは必ず所要時間の表記を統一するよう協議を進めていくほか、庁内でも情報共有を図っていきたい。

(要望)

同駅自由通路に接続する連絡通路が供用開始され、所要時間が確定する令和 8 年 8 月には、行政として表記を統一できるように対応されたい。

(質問)

(仮称)道の駅姫路整備及び運営事業について、事業者を選定したということだが、契約後の物価上昇に伴い、整備費用が増大するリスクがあるように思う。

実際の工事に当たり、契約時から費用が大幅に増加しても仕方がないという状況にならないよう、事業者と市が連携して対応策を講じるべきであるが、どのように考えているのか。

(答弁)

今後、造成や建築に関して、市と事業者間であらかじめ定めた単価に基づき工事を進める単価合意方式

を採用する。手柄山平和公園整備課に大型事業の単価合意を行った経験のある職員がおり、支援を求めたいと考えている。

スライド条項は契約締結後の物価変動に適用され、差額の算出には公的指標を用いることになるが、適正に対応したい。

(要望)

スライド条項の適用条件など、現在の規則やルールが現状に合わないようであれば、現場が円滑に仕事を進められるようある程度は見直すべきではないかと思う。

現場で働く職員が辛い思いをしないように、また、職員が自身の仕事に誇りを持ち、笑顔を絶やさないように頑張ってもらいたい。

(質問)

姫路城西御屋敷跡庭園好古園で紅葉の時期に開催されるライトアップイベント「紅葉会」について、思ったより若者が来園していると思ったものの、若者向けに広報が行き届いていないことが感じられて残念であった。

今後、若者に対しどのような広報を行おうと考えているのか。

(答弁)

令和4年にリクルートが発行する旅行情報誌じゃらんで「絶景紅葉」をテーマにアンケートを実施したところ、好古園が第1位を獲得したことがある。そのときには姫路城よりも好古園のほうが混雑し、姫路城・好古園共通券を購入して好古園にも入園するパターンがかなり発生した。

そのときには若者も来園することが多かったことから、PR次第だと思っており、今後はしっかりと若者向けにPRしていきたいと考えている。

(質問)

令和7年11月から12月にかけて、Himeji Castle of Light「DANDELION PROJECT 姫路城×NAKED, INC.」が開催されており、雰囲気合わせた音楽が流されていて非常にすてきだったが、同じ時期に好古園を訪問したところ無音であった。

あえてそのような演出を行っているのかもしれないが、好古園でも雰囲気合わせた音楽を流すことに

ついてどのように考えているのか。

(答弁)

令和8年度に開催するHimeji大手前通りイルミネーションは姫路城周辺の回遊性向上を目的に実施するため、好古園への訪問客も増えることが予想される。今後は委員の意見も参考にしながら、好古園での演出を検討していきたい。

(質問)

世界遺産姫路城マラソンの医療救護体制について、令和8年2月に開催した本大会において暑さによる脱水症状が非常に多く、救護所の利用件数が昨年度よりも増加したとのことであるが、他の自治体で開催された都市マラソンにおいて、救護者の搬送に関して深刻な事案が発生したことはあるのか。

(答弁)

平成21年に、お笑いタレントが第3回東京マラソンに挑戦したが、走行中に倒れて緊急入院した。一時は心肺停止状態となり、生死の境をさまよったことが大きなニュースになった。

これを機に、全国の都市マラソンにおいて、AEDをすぐに活用できるように様々な箇所配置して、死亡者を少しでも減らそうという方針となった。

また、他の地域でも、走行中に転倒し骨盤骨折し、その後半身不随になったランナーがいるという話も聞いている。

2月に開催した本市の大会でも、気温が20度を超えてしまい、脱水症状を引き起こした多数のランナーを乗せた収容バスが毎回満員で帰ってくるような状況であり、本部では警察と協議しながら、次々収容バスの手配を行っていた。

本市でも万全の準備はしているものの、そのような事案が発生する可能性はあるため、可能な限り対策を講じている。

具体的には、ランナーの緊急事態に備えて、コース上に一定の間隔でAEDを配備した上で、救護ボランティアを待機させているほか、医療従事者などのメディカルランナーが、緊急事態発生時に居合わせた場合に救護活動を行うことになっている。

また、交通規制中にコース上で急病人等が出た場合に速やかに対応するため、事前に警察や消防と協議を行い、救急車などの緊急車両が支障なく走行できるよ

うにするなど、医療救護体制を整えているところである。

(要望)

令和 9 年はランナーの更衣室などに使う施設の大規模改修により本大会は休止するとのことであるが、休止期間を有効に使い、適切な医療救護体制について改めて検討されたい。

観光経済局終了

14時47分

【予算決算委員会経済観光分科会（観光経済局）の審査】

意見取りまとめ

15時35分

(1) 付託議案審査について

・議案第 25 号及び議案第 47 号、以上 2 件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時37分

閉会

15時37分

【予算決算委員会経済観光分科会の意見取りまとめ】